

標準授業時数の在り方について

千葉大学特任教授  
天笠 茂

I. 授業時数について

1. 「別表第一（別表第二）に定める授業時数」ということ
2. 授業時数について
  - ①各教科等の年間授業時数
  - ②1単位時間
3. 標準授業時数について

◇「別表第一（別表第二）に定める授業時数」ということ

・学校教育法施行規則第51条

小学校（略）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年における総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

別表第一（第51条関係） ※平成29年文部科学省令第20号により改正されたもの

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

## 備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

### ・学校教育法施行規則第73条

中学校（略）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

別表第二（第73条関係） ※平成29年文部科学省令第20号により改正されたもの

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

## 備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

## II. 年間授業時数に係る規定及び解釈の変遷

### ○1947（昭和 22）年，1951（昭和 26）年 学習指導要領試案

指導に弾力性をもたせる観点から，年間総授業時数及び各教科の授業時数について，教科や学年によっては「何時間～何時間」や「何%～何%」と表示することにより幅を持たせた。（例えば，小学校第 4 学年算数の年間授業時数は 140～175 単位時間，週当たり 4～5 単位時間）。

### ○1958（昭和 33）年改訂

小・中学校とも，従前は学習指導要領で示していた授業時数を，学校教育法施行規則第 24 条の 2 等の別表で定めることとし，各学年における各教科等の年間の授業時数及び各学年の年間の授業時数を最低授業時数として示した。また，非常災害や伝染病などが年度末に発生するなど臨時に授業を行わない場合でやむを得ない事情があるときは，最低授業時数を下回ることができるものとされたが，その場合には，学校の設置者は，その旨を市町村立の学校にあっては都道府県教育委員会に，私立学校にあっては都道府県知事に届け出ることとされた。

### ○1968（昭和 43）年，1969（昭和 44）年改訂

①従前の授業時数を確保するためには，各学校において相当な努力を要するという実情にあることや，②教育の成果はこれに要する時間数だけでなく，教師の指導力や指導方法に影響されるところが大なので，授業時数を量的な面で問題にされがちな最低時数を示すことは，教育の本質や学校の実態から見て必ずしも適切でないこと，③生徒の能力，適性等の伸長を図り，地域や学校の実態に即応した教育を行うためには，学校において適切な授業時数を定めるようにすることが必要である等の理由から，年間授業時数を「最低」から「標準」に改めた。

なお，この標準授業時数については，上回る場合や下回る場合の許容範囲は示されておらず，地域や児童生徒の実態を十分考慮して，学習指導要領に示す各教科等の内容を指導するに要する授業時数を定めるべきものとされた。

### ○1977（昭和 52）年改訂

引き続き，授業時数を「標準」としつつ，その幅は具体的に示しておらず，授業時数の加減は学習指導要領に定められた各教科の目標を達成し，必要な内容を指導できる限度であり，上限は児童の負担過重にならない限度であるとされた。また，授業時数は各学校が地域の状況や児童生徒の実態を十分に考慮して定めるべきものであるが，標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり，下回ったりすることは避けるべきとされた。

### ○1989（平成元）年改訂

授業時数を標準として示すこと及びその趣旨は従前を踏襲された。

○1998（平成 10）年改訂

完全学校週 5 日制の下で総授業時数が年間 70 時間削減されたものの、授業時数を標準として示すこと及びその趣旨は従前を踏襲された。

○2003（平成 15）年一部改正

2002（平成 14）年度の年間総授業時数の実績において、小学校で 9 割以上の学校が、中学校で 5 割以上の学校が国の定める「標準」時数を上回っている一方で、中学校においては、第 1・2 学年は約 2 割の学校が、第 3 学年で 4 割以上の学校が「標準」時数を下回っている状況にあることや、中学校第 3 学年では、約 2 割の学校が「標準」時数を 30 単位時間以上下回っている状況にあることが判明したため、指導に必要な時間を実質的に確保し、指導内容の確実な定着を図るという観点から、必要に応じその教科等の形式的な年間授業の「標準」時数にとらわれないでそれ以上の時間を確保するよう配慮することや、各学校において年度当初の計画段階から標準を下回って教育課程を編成することは通常考えられないということが示された。

○2008（平成 20）年改訂

2003（平成 15）年一部改正を踏襲し、別表第 1 に定めている授業時数が標準授業時数と規定されているのは、①指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や児童の実態を十分に考慮して、児童の負担過重にならない限度で別表第 1 に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること、②別表第 1 に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第 51 条及び別表第 1 に反するものとはしないといった趣旨を制度上明確にしたものであるということが示された。

○2017(平成 29)年改訂

2008（平成 20）年改訂を踏襲している。

【参考】平成 15 年 7 月 1 日（火）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会総則等作業部会（第 3 回）資料 7

### Ⅲ. 1 単位の授業時間について

—小学校における 1 単位の授業時間の歴史的経緯について—

#### ◇戦前の時代

- ・「授業時間ハ毎時四十五分トス 但シ一時限ハ六十分トス」  
(松本尋常高等小学校規定 大正五年度) (『史料開智小学校』⑦より)

#### ◇試案の時代

○1947 (昭和 22) 年学習指導要領 (試案)

ここで示した時間は、総時間であるから、これを二十分ずつ三つに分け、あるいは三十分ずつ二つに分けるなどして、違った教科の学習時間にあてることも、児童の発達、教科の性質によって考えられるべきである。

このようなことを考えてみると、一日の時間の使い方は、学習の進展や、児童の要求を考えて、いろいろな教科について、いろいろ違った活動を取り入れて、変化のある、しかも、一日の指導が円滑に進むような、時間割を作ることのたいせつなことがわかる。いま、参考のために、試みに作った一日のプログラムを次にあげておこう。

- 9:00 相談の時間。歌をうたう。できごとを話し合う。今日の計画を話し合う。
- 9:15 社会科。仕事の進行について話し合い、その仕事をおたがいに反省し、今日の話し合いの題をきめる。話し合う。これに関係した表現活動をする。
- 10:15 体育、自由遊戯。児童一人一人について栄養と休息のプログラムを話し合う。
- 11:10 国語。話し方。作文—お話をかく。
- 12:00 昼食、休み。運動場で遊ぶ。
- 1:00 算数。個人指導を主とする、特殊の児童たちには新しく考える問題を提出する。
- 1:40 音楽、練習、鑑賞。
- 2:00 休憩
- 2:10 国語。読みの練習を主とする。成績のわるい児童の指導をする。
- 2:40 図画工作、または自由研究。
- 3:30 放課。

○1951 (昭和 26) 年学習指導要領一般編 教育課程

〔例 3〕	第 5 学年	第 6 学年
	9:00	相談の時間、健康の検査
	9:10	社会科
	10:05	体育
	10:30	国語
	11:20	算数
	12:00	昼食、休憩
	1:00	理科
	1:30	国語

1:50 音楽,あるいは図画工作,あるいは家庭  
 2:50 今日の仕事の反省,あとかたづけ  
 3:00 放課

このプログラムは,毎日ほとんどすべての教科の学習が行われることを仮定して作ったものである。毎日規則正しい学習が行われることについては,このプログラムはその特色をもつが,しかし学習活動の種類によっては,ここに例示されたものよりももっと大きなまとまった時間を必要とするであろう。たとえば社会科で見学に出かけるとか,理科の実験を行う場合とか,あるいは体育であるゲームを行うといった場合には,ここに示された各教科の時間よりも,もっと大きな時間を必要とする。このような場合を考えると,毎日変化ある多様な活動を行わせると同時に,1週間としての時間の計画をする必要が起ろう。たとえば,ある日に45分の体育の時間をとったならば,次の日には15分の体育の時間を与えるとか,理科の指導を60分した翌日には,理科の指導の時間を欠くとかいった計画がそれである。

◇告示の時代(昭和30年代～)

	学校教育法施行規則 別表第一 備考一	小学校学習指導要領第1章総則における 授業時数に係る記載
1958 (昭和33)年 改訂	この表の授業時数の1単位時間は,45分とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時数の1単位時間は45分となっており,...</li> <li>・表に示された授業時数は,年間の最低授業時数であるから,この表に示す授業を下つてはならないこと。</li> <li>・各教科および道徳の授業の1単位時間は,45分とすることが望ましいこと。</li> </ul> <p>なお,授業の1単位時間には,教室を移動したり,休憩したりするのに要する時間を含まないものとする。</p>
1968 (昭和43)年 改訂	この表の授業時数の1単位時間は,45分とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科および道徳のそれぞれの授業の1単位時間は,45分を常例とするが,40分とすることも考慮し,学校や児童の実態に即して適切に定めること。</li> </ul>
1977 (昭和52)年 改訂	この表の授業時数の1単位時間は,45分とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科,道徳及び特別活動のそれぞれの授業の1単位時間は,45分を常例とするが,学校や児童の実態に即して適切に定めること。</li> </ul>

- ・小学校・中学校・高等学校等の学習指導要領の一部改正ならびに運用について（通達）  
（昭和 47 年 10 月 27 日）

授業の 1 単位時間は、小学校にあつては 45 分、中学校にあつては 50 分の常例とし、小学校にあつては 40 分、中学校にあつては 45 分とすることも考慮できることとされているが、その趣旨は、たとえば、児童生徒の学習への意欲や集中度等を考慮して学校生活に変化とゆとりを与え、また、季節や地域の事情を考慮して授業終始の時刻を定めるなど、弾力的な措置が取られるよう配慮したもので、小学校および中学校においては、児童生徒の実態等に即して授業時数の 1 単位時間を適切に定めること。

- ・『小学校指導書 教育課程一般編』 昭和 53 年 10 月 p p. 43-44

1 単位時間を 45 分以外にする場合には、指導の効果を一層高めるよう工夫するとともに、教育課程全体の充実を図るようにして、学習指導要領が定める各教科等の目標を調和的に達成させるように努めなければならない。特に、1 単位時間を 45 分を下回る場合には、あらかじめその必要性を教育的な観点から明確にしておくとともに、その結果生じた時間の活用方法などについても十分に検討しておく必要がある。

◇平成元年～

	学校教育法施行規則 別表第一 備考一	小学校学習指導要領第 1 章総則における 授業時数に係る記載
1989 （平成元）年 改訂	この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。	・各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、45 分を常例とし、学校や児童の実態に即して適切に定めるものとする。なお、各教科等の特質に応じ、指導方法の工夫によって教育効果を高めることができる場合には、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、適切な計画の下に授業の 1 単位時間を弾力的に運用することができる。
1998 （平成 10）年 改訂	この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。	・各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。 ・各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。
2003 （平成 15）年 一部改正	この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。	・各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。 ・各学校においては、地域や学校及び児童の実態、

		各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。
2008 (平成20)年 改訂	この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。</li> <li>・各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。</li> </ul>
2017 (平成29)年 改訂	この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。</li> <li>・各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。</li> <li>・各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。</li> </ul>

#### IV. 標準授業時数と教育水準の維持・確保

1. 教育水準の維持・確保
2. それぞれの時代を背景して授業時数の捉え方の変遷
  - －授業時数の運用における学校の裁量，創意の位置付け－
3. 授業の質的な改善と標準授業時数の在り方
  - －「社会に開かれた教育課程」における授業時数の位置付け－
  - ・「最短の時間で“何ができるようになるか”」が問われる時代
  - ・課題としての＜授業の質的な改善と標準授業時数の在り方＞
  - ・授業担当者の週当たりの担当コマ数



年間授業時数、年間授業日数等についての  
 学校教育法施行規則及び学習指導要領上の規定の経緯

(1) 昭和22年の試案

(年間授業時数)

指導に弾力性をもたせる観点から、年間総授業時数及び各教科毎の授業時数について、教科や学年によっては波形で表示することにより幅を持たせた（例えば、小学校第4学年算数の年間授業時数は140～175単位時間、週当たり4～5単位時間）。また、必要に応じて変化のある学習がなされるようにする観点から、一単位時間は特に定めなかった。

(週当たり授業時数)

参考として括弧書きで週当たりの平均授業時数を示し、授業時数と同様、教科や学年によっては波形で表示することにより幅を持たせた。

(年間授業週数)

特に示していない。

(年間授業日数)

特に示していない。

昭和22年度学習指導要領一般編(試案)(抄)

○小学校

学年 教科	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245 (6-7)	210-280 (6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210 (5-6)	175-210 (5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105 (2-3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究				70-140 (2-4)	70-140 (2-4)	70-140 (2-4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980-1050 (28-30)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

○中学校

教科	学年	7	8	9
必修科目	国語	175(5)	175(5)	175(5)
	習字	35(1)	35(1)	
	社会	175(5)	140(4)	140(4)
	国史		35(1)	70(2)
	数学	140(4)	140(4)	140(4)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
	体育	105(3)	105(3)	105(3)
	職業 (農業、商業、水産、工業、家庭)	140(4)	140(4)	140(4)
必修科目計	1050(30)	1050(30)	1050(30)	
選択科目	外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	習字			35(1)
	職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	自由研究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	選択科目計	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	総計	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

## (2) 昭和26年の試案

### (年間授業時数)

小学校については、学年の年間の総授業時数を2学年ごとにまとめて示す一方、教科を学習する基礎となる教科（国語・算数）、②社会や自然についての問題解決を図る教科（社会・理科）、③主として創造的な表現活動を行う教科（音楽・図画工作・家庭）、④健康の保持増進を図る教科（体育）の4つの経験領域ごとに、充当する授業時数を教科の総授業時数に対する比率で示した。

中学校については、各学年の年間最低総授業時数を示すとともに、各教科等とも最低及び最高の年間の総授業時数を示した。また、中学校のみで一単位時間を50分と定めた。

### (週当たり授業時数)

特に示していない。

### (年間授業週数)

特に示していない。

### (年間授業日数)

特に示していない。

## 昭和26年学習指導要領一般編(試案)(抄)

### ○小学校

学年 教科	1 2		3 4		5 6	
	国語 算数	45%~40%		45%~40%		40%~35%
社会 理科	20%~30%		25%~35%		25%~35%	
音楽 図画工作	20%~15%		20%~15%		25%~20%	
家庭						
体育	15%		10%		10%	
計	100%		100%		100%	

備考

- (a) この表は教科の指導に必要な時間の比率だけを示しているが、学校はここに掲げられた教科以外に教育的に有効な活動を行う時間を設けることがのぞましい。
- (b) 教科と教科以外の活動を指導するのに必要な一年間の総時数は、基準として次のように定められる。
- |             |         |
|-------------|---------|
| 第1学年および第2学年 | 870時間   |
| 第3学年および第4学年 | 970時間   |
| 第5学年および第6学年 | 1,050時間 |

### ○中学校

学年 教科	1	2	3	
	必修 教科	国語	175~280	175~280
社会		140~210	140~280	175~315
数学		140~175	105~175	105~175
理科		105~175	140~175	140~175
音楽		70~105	70~105	70~105
図画工作		70~105	70~105	70~105
保健体育		105~175	105~175	105~175
職業・家庭		105~140	105~140	105~140
小計	910~1015	910~1015	910~1015	
選択 教科	外国語	140~210	140~210	140~210
	職業・家庭	105~140	105~140	105~140
	その他の教科	35~210	35~210	35~210
特別教育活動	70~175	70~175	70~175	

備考

- (a) 本表の時間数は1年間の最低および最高を示し、1単位時間を50分として表わしたものである。ただしこれには教室を移動する時間は含まれていない。
- (b) 教室移動および休息に要する時間は10分以内にとどめるのが望ましい。ただし昼食のための休憩は、50分までのばすことができる。これらの時間はこの表に計算されていない。
- (c) 必修教科についての年・学期・月・週および日の指導計画は最低910時間、最高1015時間の範囲内で計画されなければならない。
- (d) 1年間の最低総時間数を1015時間とする。この最低時数で授業をする学校では必修教科の時数は、年間のその最低時数たる910時間にすることが望ましい。
- (e) これまでの習字は国語の中に、日本史は社会の中に含まれている。その運営は各学校の生徒の必要に応じて適宜計画されるものとする。

(3) 昭和33年の改訂

(年間授業時数)

小・中学校とも、従前は学習指導要領で示していた授業時数を、学校教育法施行規則第24条の2等の別表で定めることとし、各学年における各教科等ごとの年間の授業時数及び各学年の年間の授業時数を最低授業時数として示した。また、非常災害や伝染病などが年度末に発生するなど臨時に授業を行わない場合でやむを得ない事情があるときは、最低授業時数を下回ることができるものとされたが、その場合には、学校の設置者は、その旨を市町村立の学校にあっては都道府県教育委員会に、私立学校にあっては都道府県知事に届出ることとされた。

なお、別表で定める一単位時間については、小学校で45分、中学校は引き続き50分とされた（この規定は現在に至るまで存続している）。

(週当たり授業時数)

各教科及び道徳、特別教育活動（中学校のみ）のうち学級活動についての週あたりの平均授業時数を括弧書きで示し、これを参照し、季節及びその他の事情を考慮して調和的、能率的な指導を行うよう規定した。

(年間授業週数)

特に示していない。

(年間授業日数)

特に示していない。

昭和33年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年	
各教科	国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
	社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
	算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
	理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
	音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	家庭					70(2)	70(2)
	体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)	

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 二 かつこの内の授業時数は、年間授業日数を三十五週（第1学年については34週）とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）

○中学校

別表第2

区分	第一学年	第二学年	第三学年	
必修教科	国語	175(5)	140(4)	175(5)
	社会	140(4)	175(5)	140(4)
	数学	140(4)	140(4)	105(3)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	35(1)
	美術	70(2)	35(1)	35(1)
	保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
	技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
選択教科	外国語	105(3)	105(3)	105(3)
	農業	70(2)	70(2)	70(2)
	工業	70(2)	70(2)	70(2)
	商業	70(2)	70(2)	70(2)
	水産	70(2)	70(2)	70(2)
	家庭	70(2)	70(2)	70(2)
	数学			70(2)
	音楽	35(1)	35(1)	35(1)
美術	35(1)	35(1)	35(1)	
道徳	35(1)	35(1)	35(1)	
特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)	

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 かつこの内の授業時数は、年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数の計は、1120を下ってはならない。
- 四 選択教科の授業時数については、左の通りとする。
- イ 選択教科の授業時数は、毎学年105を下ってはならない。この場合において、少くとも1の教科の授業時数は、70以上でなければならない。
- ロ 1以上の選択教科の外に、農業、工業、商業、水産又は家庭（以下「職業に関する教科」という。）のうち1以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、この表に定める授業時数にかかわらず、それぞれ35とすることができる。

**(4) 昭和43、44年の改訂**

**(年間授業時数)**

①従前の授業時数を確保するためには、各学校において相当な努力を要するという実情にあることや、②教育の成果はこれに要する時間数だけでなく、教師の指導力や指導方法に影響されるところが大なので、授業時数を量的な面で問題にされがちな最低時数を示すことは、教育の本質や学校の実態から見て必ずしも適切でないこと、③生徒の能力、適性等の伸長を図り、地域や学校の実態に即応した教育を行うためには、学校において適切な授業時数を定めるようにすることが必要である等の理由から、年間授業時数を「最低」から「標準」に改めた。

なお、この標準授業時数については、上回る場合や下回る場合の許容範囲は示されておらず、地域や児童生徒の実態を十分考慮して、学習指導要領に示す各教科等の内容を指導するに要する授業時数を定めるべきものとされた。

**(週当たり授業時数、年間授業週数)**

授業時数を標準に改め、各学校においてその実態に即して定めるようにしたこと等により、週当たり授業時数を示すことをやめる一方、週当たりの授業時数の平均化を図ることは児童生徒の負担過重を避ける観点からも重要であるとの判断から、学習指導要領総則において、各教科及び道徳、特別活動（中学校のみ）のうち学級指導、クラブ活動及び学級会活動の授業は年間35週以上にわたって行うこととした。

**(年間授業日数)**

新たに授業時数を標準としたことに関連して、①各教科等の授業時数を適切に確保する必要があること、②週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないよう配慮したこと等から、学習指導要領総則において、授業は年間240日以上行うように計画し、各教科、道徳及び特別活動の授業時数が適切に確保されるようにすることとした。

**昭和43年学校教育法施行規則改正**

○小学校

別表第1

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国語	238	315	280	280	245	245
	社会	68	70	105	140	140	140
	算数	102	140	175	210	210	210
	理科	68	70	105	105	140	140
	音楽	102	70	70	70	70	70
	図画工作	102	70	70	70	70	70
	家庭					70	70
	体育	102	105	105	105	105	105
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	816	875	945	1,015	1,085	1,085	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 第24条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）

(注) このほか、学習指導要領において、特別活動の内容の取り扱いとして、学級活動、クラブ活動はそれぞれ毎週1単位時間を充てることが望ましいとされている。

○中学校

別表第2

区分	必修教科の授業時数									道徳の 授業 時数	特別 活動 の 授 業 時 数	選 択 教 科 等 の 授 業 時 数	業 時 数 に あ て る 授 業 時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	家 庭 の 授 業					
第1学年	175	140	140	140	70	70	125	105	35	50	140	1,190		
第2学年	175	140	140	140	70	70	125	105	35	50	140	1,190		
第3学年	175	175	140	140	35	35	125	105	35	50	140	1,155		

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 選択教科等にあてると授業時数は、一以上の選択教科にあてるとほか、特別活動の授業時数等の増加にあてることができる。
- 選択教科の授業時数については、外国語は各学年105を標準とし、農業、工業、商業、水産、家庭又は中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科は、それぞれ、第1学年及び第2学年にあてるとは、35、第3学年にあてるとは70を標準とする。
- 第3学年の選択教科等にあてると授業時数については、農業、工業、商業、水産、家庭又は中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科を外国語とあわせて履修させる場合等学校において特に必要がある場合には、175を標準とする。この場合において、総授業時数は、1,190を標準とする。

## (6) 昭和52年の改訂

### (年間授業時数)

引き続き、授業時数を「標準」としつつ、その幅は具体的に示しておらず、授業時数の下限は学習指導要領に定められた各教科の目標を達成し、必要な内容を指導できる限度であり、上限は児童の負担過重にならない限度であるとされた。また、授業時数は各学校が地域の状況や児童生徒の実態を十分に考慮して定めるべきものであるが、標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることは避けるべきとされた。

### (週当たり授業時数)

特に示していない。

### (年間授業週数)

各教科等の授業は年間35週以上にわたって行うとの従前の規定が踏襲されている。

### (年間授業日数)

年間授業日数について、240日程度が適当であるとの考えは変わりないとしているものの、①年間授業週数の規定があること、②休業日に関する教育委員会の規則も整備されていることから、あえて規定を設ける必要はないとの考えに基づき、規定を削除した。

## 昭和52年学校教育法施行規則改正

### ○小学校

別表第1

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国語	272	280	280	280	210	210
	社会	68	70	105	105	105	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科	68	70	105	105	105	105
	音楽	68	70	70	70	70	70
	図画工作	68	70	70	70	70	70
	家庭					70	70
	体育	102	105	105	105	105	105
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
特別活動の授業時数	34	35	35	70	70	70	
総授業時数	850	910	980	1,015	1,015	1,015	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 第24条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合において同様とする。)

### ○中学校

別表第2

区分	必修教科の授業時数								道徳の 授業 時数	特別 活動 の 授業 時数	選 択 教 科 等 の 授 業 時 数	業 充 時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・ 家 庭					
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050	
第2学年	140	140	140	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050	
第3学年	140	105	140	140	35	35	105	105	35	70	140	1,050	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 選択教科等に充てる授業時数は、1以上の選択教科に充てるほか、特別活動の授業時数等の増加に充てることができる。
- 選択教科の授業時数については、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭は、それぞれ第3学年において35を標準とする。外国語は、各学年において105を標準とし、中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科は、各学年において35を標準とする。

## (7) 平成元年の改訂

### (年間授業時数)

授業時数を標準として示すこと及びその趣旨は従前を踏襲している。

### (週当たり授業時数)

特に示されていない。

### (年間授業週数)

各教科等の授業は年間35週以上にわたって行うとの従前の規定が踏襲されている。

### (年間授業日数)

引き続き、学習指導要領上は特に示していないが、月1回の学校週5日制、月2回の学校週5日制が実施されたことを踏まえ、学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要があるとされた。

## 平成元年学校教育法施行規則改正

### ○小学校

別表第1

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国語	306	315	280	280	210	210
	社会			105	105	105	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			105	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	70	70	70	70
	図画工作	68	70	70	70	70	70
	家庭 体育					70	70
	道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35
特別活動の授業時数	34	35	35	70	70	70	
総授業時数	850	910	980	1,015	1,015	1,015	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)及びクラブ活動に充てるものとする。
- 第24条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合においても同様とする。)

### ○中学校

別表第2

区分	必修教科の授業時数								道徳の 授業 時数	特別 活動 の 授業 時数	選 択 教 科 等 の 授 業 時 数	業 充 て る 時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・ 家 庭					
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	35~ 70	105~ 140	1,050	
第2学年	140	140	140	105	35~ 70	35~ 70	105	70	35	35~ 70	105~ 210	1,050	
第3学年	140	70~ 105	140	105~ 140	35	35	105~ 140	70~ 105	35	35~ 70	140~ 280	1,050	

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。以下この号において同じ。)及びクラブ活動に充てるものとする。ただし必要がある場合には、学級活動の授業時数にのみ充てることができる。
- 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。
- 選択教科の授業時数については、外国語は各学年において105から140までを標準とし、外国語以外の選択教科は中学校学習指導要領で定めるところによる。

(8) 平成10年の改訂

(年間授業時数)

完全学校週5日制の下で総授業時数が年間70時間削減されたものの、昭和52年、平成元年の改訂時と同様に「標準」と位置付けられ、その趣旨も従前のものを踏襲している。

(週当たり授業時数)

特に示されていない。

(年間授業週数)

各教科等の授業は年間35週以上にわたって行うとの従前の規定が踏襲されている。

(年間授業日数)

引き続き、学習指導要領上は特に示していないが、完全学校週5日制が実施されることを踏まえ、学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要があるとされた。

(授業時数の削減以上に教育内容を厳選)

教育内容については、子どもたちがゆとりの中で繰り返し学習したり、作業的・体験的な学習、問題解決的な学習や自分の興味・関心等に応じた学習にじっくりと創意工夫しながら取り組めるようにする観点から、高度になりがちである内容や単なる知識の伝達や暗記に陥りがちな内容、重複する内容等を上学年へ移行統合するなどして、授業時数の削減以上に教育内容を厳選した。

平成10年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
- 第24条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合においても同様とする。)

○中学校

別表第2

区分	必修教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0~30	70~100	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50~85	70~105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105~165	70~130	980

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
- 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。
- 選択教科の授業時数については、は中学校学習指導要領で定めるところによる。